

「CN01-0118 株を利用して生産された 5’ -イノシン酸二ナトリウム」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成24年1月19日～平成24年2月17日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 10通
4. 御意見・情報の概要及び遺伝子組換え食品等専門調査会の回答

	御意見・情報の概要	遺伝子組換え食品等専門調査会の回答
1 (1)	<p>混合比の明らかなでない混合物について、食品添加物公定書のそれぞれの単味の規格に適合したことを、どのように検証されたのでしょうか。化学構造式が記載された添加物については、記載された化学構造に一致することをHPLC等で分離された上、NMR等で確認されたのでしょうか。混合物（調味料）に対する健康影響評価ではないので、整合性に疑問を感じます。</p>	<p>評価を行った「CN01-0118 株を利用して生産された 5’ -イノシン酸二ナトリウム」は複数の添加物の混合物ではありません。また、本添加物が食品添加物公定書の「5’ -イノシン酸二ナトリウム」の成分規格に適合していることを示すデータが提出され、それを確認しております。</p>
1 (2)	<p>貴委員会は、12月5日付けの見解を寄せられるに当たり、リスク管理機関である厚生労働省が永年に渡り食品衛生法第11条違反を見逃してきたことに対して、どのように対応されたのでしょうか？</p>	<p>昨年12月5日に開催した食品安全委員会において、小泉食品安全委員会委員長から、今回の案件は、食の安全を確保するためのルールが守られていない事例であり、食の安全に対する国民の信頼を裏切る行為として遺憾の意が表明され、リスク管理機関において、今後このような事態のないよう、ルールの順守の徹底を関係者できちんと共有していただくことを期待する旨をリスク管理機関である厚生労働省に伝えております。</p>

2	遺伝子組み換え反対！	
3	<p>厚生労働省など管轄当局は、安全審査を受けていない遺伝子組み換え微生物を使って製造した添加物の流通を、その輸入販売業者キリン協和フーズ社の報告で初めて判明するなど、違法食品の流通に対するチェックの対応面で追いつくことが出来ずにいます。</p> <p>こうした不手際を、いそぎ承認化をはかる事で、管轄当局は問題を処理しようとしています。</p> <p>日本政府の政策によるデフレとグローバル化情勢のなかの”熾烈な価格競争”のせいで、産地偽装や偽装食品など、様々なモラル・ハザードが物語るように、競争で追い詰められる業者は、存続のために、消費者の安全を度外視するようになっていきます。</p> <p>”危険性が未知数”の違法遺伝子組み換え食品添加物類の流通に対応できていない事を穴埋めする、早急な承認化という欺瞞は、国民の生存権の保障に努めなければならない政府の、日本国憲法第二十五条憲法に反し、そして管轄当局の対応不足の咎めを逃れるための、本来あるべき責任の放棄であります。</p> <p>遺伝子組み換え 微生物による添加物・遺伝子組み換え 微生物による添加物・5'-イノシン酸二ナトリウムの承認化に反対します。</p> <p>(同一意見他2通)</p>	<p>食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会では、科学的知見に基づき、遺伝子組換え食品等の食品健康影響評価を行っております。</p> <p>本件については、リスク管理機関である厚生労働省から至急の評価依頼があったものであり、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」(平成16年3月25日食品安全委員会決定)の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」(平成17年4月28日食品安全委員会決定)に基づき評価を行った結果、安全性が確認されたと判断しました。</p> <p>いただいたご意見については、リスク管理機関にお伝えします。</p>

4	<p>厚生労働省など管轄当局は、安全審査を受けていない遺伝子組み換え微生物を使って製造した添加物の流通を、その輸入販売業者キリン協和フーズ社の報告で初めて判明するなど、違法食品の流通に対するチェックの対応面で追いつくことが出来ずにいます。このような中で承認を急ぐことには反対です。食品に関しては用心しすぎるくらいの姿勢でいなければ安全は守れないと思います。</p> <p>安全性の確認にはもっと時間をかけるべきです。遺伝子組み換え微生物による添加物・遺伝子組み換え微生物による添加物・5'-イノシン酸二ナトリウムの承認化に反対します。</p>	
---	---	--

5	<p>政府には違法遺伝子組み換え食品の流通に対するチェック能力がなく、企業からの報告頼みが実情。国民の安全確保の為に承認・非承認があるにも関わらず、その危険性が未知数な遺伝子組み換え食品添加物を承認化させ違法遺伝子組み換え食品添加物類の流通に対応できない事を穴埋めする欺瞞は、国民の生存権保障に努めるべきである政府の憲法違反。安全性に問題があるとの情報は今のところ未だ無いとの発言は事故に対する未然予防を放棄している。日本政府の政策で産地偽装や偽装食品等様々なモラルハザード発覚・発生した様に競争で追い詰められる業者は存続のために消費者の安全を度外視する様になった。民間業者からの報告や内部告発で初めて判明するようでは、国民の健康および安全性は益々危険に晒される事になる。安全の危険性が未知数な微生物利用の遺伝子組み換え食品添加物の承認は、未承認（違法）の微生物利用の遺伝子組み換え食品の流通への管轄当局の対応不足の咎めを逃れるための、本来あるべき責任の放棄であります。そうした行政責任の回避の態度が窺える事もあり、＜遺伝子組み換え微生物による添加福・・・5’-イノシン酸二ナトリウム＞の承認化に反対します。</p>	
---	--	--

6	<p>「CN01-0118 株」を使用して製造された「5'-イノシン酸二ナトリウム」は、</p> <p>遺伝子組み換え原料から作られた添加物です。</p> <p>現在日本においては「遺伝子組み換え原料を使った商品」には表示の義務がありますが、</p> <p>この様な添加物になってしまった調味料を、使用した商品（惣菜）などのへの表記はどうなるのでしょうか？</p> <p>遺伝子組み換えは自然界では起こらない変化です、</p> <p>そんな自然界に無いモノを摂取して、人間に安全かなんてなぜ言えるのですか？</p> <p>もっともっと時間をかけて、今後検証していく問題が「遺伝子組み換え」です。</p> <p>そんな数値上大丈夫なだけで「安全」とは言わないで頂きたい。</p> <p>遺伝子組み換え原料を使った添加物の許可は、</p> <p>現時点では断固反対です。</p> <p>将来的には必要になる技術とは思いますが、今はまだ時期尚早です。</p> <p>以上、一部消費者の意見も聞き入れていただける事を切に願います。</p>	
---	---	--

7	<p>今回相次いで遺伝子組み換え食品添加物の違法流通が明るみに出ましたが、いずれも企業からの報告がなければ、そのまま流通していたと思われま。くにチェック能力がなく、企業からの報告頼みというのが現実です。しかも、違法流通が確認されても、添加物そのものや食品の回収を行ったのは、3年間でわずか0.6トンしか輸入されていない「キシラナーゼ」だけでした。しかも、販売された量が少ないため、パンの流通に影響はない、というコメントまで付け加えています。さらに問題なのは、安全審査の手続きを開始し、承認を急ぐことで問題进行处理しようとしています。これは本末転倒といえます。優先すべきは国のチェック能力を上げることであり、承認を急ぐことではありません。</p>	
8	<p>化学調味料の害が言われております。遺伝子組換えの技術も不安定で、石油媒体を使い、アレルギーを起こす危険性も指摘されております。</p> <p>反対します。</p>	